

2020年5月24日

国際P2M学会倫理規程

国際P2M学会は、研究推進、成果発表および関連する諸活動を行ううえで指針となる倫理規程を定める。学会および会員は、本倫理規程にもとづき社会規範、法令の順守につとめるものとする。

1. 人権

学会および会員は、人権の尊重に留意しなければならない。

2. 多様性と差別

学会および会員は、多様性を尊重するとともに、性別・性的指向、国籍・人種・民族、出自、信仰・宗教、身体的特性、障がいの有無等に基づく不当な差別的行為を行ってはならない。

3. 公序良俗

学会および会員は、公序良俗に反する行為を行ってはならない。

4. ハラスメント

学会および会員は、ハラスメントにあたる行為を行ってはならない。

5. 個人情報・プライバシー

学会および会員は、研究対象等の個人情報を保護し、プライバシーを侵害してはならない。

6. 知的財産権

学会および会員は、著作権、特許権等の知的財産権を侵害してはならない。

7. 研究不正

会員は、研究の推進および研究成果・論文の発表において、捏造、改ざん、盗用、多重投稿、不適切オーサリング等の不正および不適切な行為を行ってはならない。また、研究資金の取得、使用にあたっては、関連する制度、規程にのっとり適正に処理しなければならない。

8. 違反者の処分等

この規程に違反した者に関する処分ならびに損害賠償請求については、理事・評議員の発議により理事会、総会の議を経て決定する。

9. 倫理規程の変更

倫理規程の変更は、理事・評議員の発議により理事会、総会の議を経て行うことができる。

付則（施行期日）

本規程は2020年5月24日より施行する。